

株式会社ノバック定款一切綴

2025 年 7 月 30 日改訂

株式会社ノバック

題名 株式会社ノバック定款

目 次

第1章 総則

1. 商号
2. 目的
3. 本店の所在地
4. 機関
5. 公告方法

第2章 株式

1. 発行可能株式総数
2. 単元株式
3. 単元未満株式を有する株主の権利
4. 自己株式の取得
5. 株主名簿管理人
6. 株式取扱規則

第3章 株主総会

1. 基準日
2. 招集時期
3. 招集者及び議長
4. 決議の方法
5. 議決権の代理行使
6. 議事録
7. 電子提供措置等

第4章 取締役及び取締役会

1. 取締役の員数
2. 取締役の選任方法
3. 取締役の任期
4. 代表取締役及び役付取締役
5. 取締役会の招集者及び議長
6. 取締役会の招集手続
7. 取締役会の決議方法
8. 取締役会の議事録
9. 取締役会規程
10. 報酬等
11. 取締役の責任免除及び責任限定契約

第5章 監査役及び監査役会

1. 監査役の員数
2. 監査役の選任方法
3. 監査役の任期
4. 常勤監査役
5. 監査役会の招集手続
6. 監査役会の決議方法
7. 監査役会の議事録
8. 監査役会規程
9. 報酬等
10. 監査役の責任免除及び責任限定契約

第6章 会計監査人

1. 会計監査人の選任
2. 会計監査人の任期
3. 会計監査人の報酬等

第7章 計算

1. 事業年度
2. 剰余金配当の基準日
3. 中間配当の基準日
4. 除斥期間

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は株式会社ノバックと称し、英文では NOVAC CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 土木建築総合請負
- (2) 建築土木設計及び施工監理
- (3) ゴルフ場、スポーツ施設の経営及びゴルフ会員権の売買
- (4) 土地造成及び建築販売
- (5) ホテル、旅館、レストラン、駐車場の経営及び倉庫業
- (6) 家具、室内装飾品及び家庭用電気製品、冷暖房機器、照明設備機器の販売
- (7) 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸借、管理
- (8) 造園事業、緑化事業の請負、設計、施工監理
- (9) コンクリート製品製造販売
- (10) 砂利、土石類の加工及び販売
- (11) 損害保険代理業
- (12) 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (13) 産業廃棄物及び一般廃棄物の処理並びにその再生品の販売、処理機器の販売並びに修理、処理剤の販売
- (14) 発電、電気及び熱等エネルギーの供給事業、これに関連する施設の管理、運営、保有、賃貸
- (15) 公共施設並びに民間施設の維持管理、運営及び保有
- (16) 環境整備、資源循環、公害防止等に関する企画、調査、管理、施工、コンサルティング、設備の設計、積算
- (17) 農産物の栽培、魚介類の養殖及び畜産物の生産、保存に関する研究開発並びにこれら生産物の販売
- (18) ICT 技術を活用した測量、設計、施工、管理、検査、納品
- (19) 除雪排雪業務
- (20) 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を兵庫県姫路市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は1,860万株とする。

(単元株式)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第9条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- 3 当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびに、これらの備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年4月30日とする。

- 2 前項、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要ある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時の基準日を定めることができる。

(招集時期)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(招集者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を以て行う。

2 会社第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上を以て行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項の内法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は 10 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 20 条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行う。

3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 22 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長を選任し、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役等各若干名を選任することができる。

（取締役会の招集者及び議長）

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれに当る。

（取締役会の招集手続）

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議方法）

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数を以て行う。

2 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

2 前条第 2 項の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

（取締役会規程）

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除及び責任限定契約）

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締

役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第 30 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

（監査役の選任方法）

第 31 条 当社の監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行う。
- 3 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（監査役の任期）

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

（常勤監査役）

第 33 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集手続）

第 34 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（監査役会の決議方法）

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数を以て行う。

（監査役会の議事録）

第 36 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（監査役会規程）

第 37 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査

役会規程による。

(報酬等)

第 38 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除及び責任限定契約)

第 39 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 40 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において、再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 43 条 当会社の事業年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの 1 年とする。

(剰余金配当の基準日)

第 44 条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年 4 月 30 日とする。

(中間配当の基準日)

第 45 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 10 月 31 日を基準日として、会社法 454 条第 5 項に定める金銭の分配を行うことができる。

(除斥期間)

第 46 条 配当財産が金銭である場合は、支払い開始日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。